

第3次地域管理経営計画書
第3次変更計画書

(八溝多賀森林計画区)

計画期間 自 平成21年4月 1日
至 平成26年3月31日

関東森林管理局

八溝多賀森林計画区の地域管理経営計画の変更理由

国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号)の一部改正(平成24年6月27日公布)に伴い、同法附則第3条第1項に基づき、平成20年度に策定、平成22年度及び平成23年度に変更した現行の八溝多賀森林計画区の地域管理経営計画を変更する。

また、新たに国民参加の森林づくりの協定を締結したことに伴い、国民参加の森林に関する事項を変更する。

国有林野の管理経営に関する法律附則第3条第1項

森林管理局長は、平成二十五年三月三十一日までに新管理経営法第六条の規定の例により、旧管理経営法第六条の規定により定められている地域管理経営計画(平成二十五年四月一日をその計画期間の始期とするものを除く。)を変更しなければならない。この場合において、当該地域管理経営計画の変更はこの法律の施行日にその効力を生ずるものとする。

目 次

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

1 国有林野の管理経営の基本方針

- (1) 森林計画区の概況
- (2) 国有林野の管理経営の現況及び評価
 - ア 計画区内の国有林野の現況
 - イ 主要施策に関する評価
- (3) 持続可能な森林経営の実施方向
 - ア 生物多様性の保全
 - イ 森林生態系の生産力の維持
 - ウ 森林生態系の健全性と活力の維持
 - エ 土壌及び水資源の保全と維持等
 - オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持
 - カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進
 - キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組
- (4) 政策課題への対応

2 機能類型に応じた管理経営に関する事項

(1) 機能類型毎の管理経営の方向

- ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項
 - ① 土砂流出・崩壊防備エリア
 - ② 気象害防備エリア
- イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項
- ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項
- エ 水源涵養^{かんよう}タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項

(2) 地域ごとの機能類型の方向

- ア 西部地域
- イ 中央地域
- ウ 東部地域

3 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

- (1) 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及
- (2) 林業事業体の育成
- (3) 民有林と連携した施業の推進
- (4) 森林・林業技術者等の育成等
- (5) その他

4 主要事業の実施に関する事項

- (1) 伐採総量
- (2) 更新総量
- (3) 保育総量
- (4) 林道等の開設及び改良の総量

II 国有林野の維持及び保存に関する事項

- 1 巡視に関する事項
 - (1) 山火事防止等の森林保全管理
 - (2) 境界の保全管理
 - (3) 入林マナーの普及・啓発
- 2 森林病虫害の駆除又はそのまん延防止に関する事項
- 3 特に保護を図るべき森林に関する事項
 - (1) 保護林
 - (2) 緑の回廊
- 4 その他必要な事項

III 林産物の供給に関する事項

- 1 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項
- 2 その他必要な事項

IV 国有林野の活用に関する事項

- 1 国有林野の活用の推進方針
 - (1) レクリエーションの森
- 2 国有林野の活用の具体的手法
- 3 その他必要な事項

V 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

- 1 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

VI 国民の参加による森林の整備に関する事項

- 1 国民参加の森林に関する事項
- 2 分収林に関する事項
- 3 その他必要な事項
 - (1) 森林環境教育の推進
 - (2) 森林の整備・保全等への国民参加

VII その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

- 1 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項
 - (1) 林業技術の開発
 - (2) 林業技術の指導・普及
- 2 地域の振興に関する事項
- 3 その他必要な事項

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

1 国有林野の管理経営の基本方針

(1) 森林計画区の概況

本計画の対象は、八溝多賀森林計画区の国有林野約36千haであり、これは計画区の森林面積の32%を占めている。

当計画区は、ほぼ計画区を南北に並行して走る阿武隈山地の南支脈である多賀山地と八溝山地によって主要部分が構成されている。主な山岳は、八溝山、男体山、花園山、高鈴山等がある。水系をみると、福島県に源を発する久慈川に八溝川、里川及び山田川が合流するほか緒川が那珂川に合流している。また、多賀山地では花園川が大北川に合流し、花貫川及び十王川が太平洋に注いでいる。

国有林野は、いずれも各河川の源流部に位置し、600m～1,000m級で比較的標高が低く、概して中傾斜地又は緩傾斜地である。林木の生育条件に恵まれていることから、スギ、ヒノキの優良な人工林が造成されている。これらは、県立自然公園の区域であるほか、全体の85%が水源涵養^{かんよう}を主体とした保安林に指定されている。

森林帯は、暖帯林が太平洋岸を北上し、スダジイ、カゴノキ等常緑広葉樹がみられるほか、茨城県において学術上貴重なミヤマトベラ等暖帯生植物分布の北限地帯となっている。また、温帯林にはブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹がみられ、多様な森林構成を呈している。

国有林野の利用形態をみると、花園溪谷や袋田の滝等豊かな森林景観に恵まれていることから、登山、ハイキングなど森林を利用したレクリエーション等の保健休養の場として多くの人々に利用されている。

(2) 国有林野の管理経営の現況及び評価

ア 計画区内の国有林野の現況

当計画区の森林の現況(平成19年3月31日時点)は、育成林が85%(29千ha(育成単層林28千ha、育成複層林1千ha)、天然生林が15%(5千ha)となっている。

主な樹種別材積をみると、針葉樹ではスギ3,863千 m^3 、ヒノキ2,340千 m^3 、アカマツ613千 m^3 、広葉樹ではナラ類111千 m^3 、ブナ15千 m^3 、クリ15千 m^3 となっている。

人工林の齢級別面積は、1齢級から4齢級の若齢林分が11%、間伐適期である5齢級から8齢級が42%、9齢級以上の林分が47%となっている。

イ 主要施策に関する評価

平成25年度の経常策定において主要施策に関する評価を行うこととし、本計画変更においては評価を行わない。

(3) 持続可能な森林経営の実施方向

今後の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代や将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分に応じた森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくとともに、国有林野事業の組織・技術力・資源を活用し、民有林への指導やサポートを通じて森林・林業の再生に貢献していくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセスに属しており、この中で国全体として客観的に評価するための7基準(54指標)が示されている。当計画区内の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる対策及び森林の取扱い方針は次のとおりである。

ア 生物多様性の保全

(取組内容)

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、間伐の推進等により森林の健全性を確保するとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。

また、人工林の針広混交林化、広葉樹林化、野生生物の生息地や溪流環境の保全・復元など生物多様性を維持・向上させるため、赤谷プロジェクトの取組(利根上流森林計画区(群馬県)の第4次地域管理経営計画別冊「赤谷の森管理経営計画書」を参考)を先進事例として取り組む。

関連する主な対策は次のとおり

- ・ 人工林の群場・帯状択伐による針広混交林化
- ・ 皆伐箇所分散と伐期の長期化との組み合わせによる森林のモザイク的配置

イ 森林生態系の生産力の維持

(取組内容)

森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、森林整備の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。

関連する主な対策は次のとおり

- ・ 一定林齢に達した人工林の間伐を積極的に推進
- ・ 主伐後の確実な植栽又は天然力を活用した更新
- ・ 計画的な森林整備
- ・ 森林の管理、効率的な木材生産を可能とする路網の整備

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

(取組内容)

外部環境からの影響による森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 森林病虫害の早期発見のための実施
- ・ 山火事を防止するための巡視

エ 土壌及び水資源の保全と維持等

(取組内容)

降雨に伴う浸食等から森林を守るとともに、森林が育む水源の涵養^{かんよう}や山地災害により被害をうけた森林の整備・復旧や公益的機能のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地状態となる期間の縮小、尾根筋や沢沿いで森林の存置を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 伐期の長期化による裸地状態の減少
- ・ 沢沿い、急傾斜地等における皆伐の回避
- ・ 伐採跡地の的確な更新
- ・ 下層植生の発達を促すための抜き伐りを推進
- ・ 治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施

オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

(取組内容)

二酸化炭素の吸収源、貯蔵庫となる森林を確保するため、森林の蓄積を維持・向上させるとともに木材利用を推進する。

関連する主な対策は次のとおり

- ・ 造林・間伐等の森林整備の推進
- ・ 木材利用の推進

カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

(取組内容)

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等、森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

関連する主な対策は次のとおり

- ・ 機能類型に応じた適切な森林の管理経営の実施
- ・ レクリエーションの森の提供と利用促進
- ・ 国民参加の森林づくりの推進

キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

(取組内容)

ア～カに記述した内容を着実に実行し、「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

関連する主な対策は次のとおり

- ・ 地域管理経営計画等の策定
- ・ 「国有林モニター」の設置や計画策定に当たって地域住民等から意見聴取
- ・ 関東森林管理局のHP等の充実による情報発信

(4) 政策課題への対応

災害からの流域保全や地球温暖化防止、貴重な森林の保全、木材の安定供給等、地域から求められている国有林野への期待に応えていくため、次のとおり計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

視 点	主 な 取 組 目 標
安全・安心	<p>【流域保全】 災害防止や崩壊地及び荒廃した溪流等の復旧のため、5箇所(5箇所)の溪間工、1箇所(1箇所)の山腹工を計画。</p> <p>【山地災害防止機能の維持】 山地災害防止タイプの育成林370haのうち、110haの森林整備(間伐)を計画。</p> <p>【水源涵養機能の維持】 水源涵養タイプの育成林28,000haのうち、6,500haの森林整備(間伐)を計画。</p>
共 生	<p>【生活環境保全】 森林空間利用タイプの育成林1,100haのうち、180haの森林整備(間伐)を計画。</p> <p>【ふれあい】</p> <ul style="list-style-type: none">・学校、自治体等と連携した森林環境教育を推進。・ボランティア団体等へ国民参加の森林づくりの場を提供。
循 環	<p>【木材の供給】</p> <ul style="list-style-type: none">・森林の持つ公益的機能を発揮させるため、計画的な森林整備を実施。・森林整備に伴い発生した木材の搬出・供給。 <p>【森林資源の適切な整備】 効果的、効率的な森林整備を行うため15km(うち林業専用道4.5km)の路網の整備を計画。</p>
地球温暖化 防 止	育成林29,000haのうち6,800haの間伐を計画、天然生林5,300haのうち90%にあたる4,700haを保安林として保全。

2 機能類型に応じた管理経営に関する事項

(1) 機能類型毎の管理経営の方向

当計画区の特徴を活かし、森林に対する国民の要請が、国土保全や水源涵養に加え、地球温暖化防止、生物多様性保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森づくり等多様化していることを踏まえ、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していくため、国有林の地域別の森林計画との整合に留意し、国有林野を国土の保全や気象害の防備を重視する「山地災害防止タイプ」、豊かな生態系の維持・保存を重視する「自然維持タイプ」、保健・文化・教育的な利用を重視する「森林空間利用タイプ」及び水源涵養を重視する「水源涵養タイプ」の4つに区分し、次のような管理経営を行うこととする。この場合、国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林と本計画で定める機能類型区分との関係については、表-1のとおりである。

なお、機能類型に応じた機能の発揮と整合性を図りつつ、針葉樹林、広葉樹林及び針広混交林等の林相の維持・改良等に必要な施業の結果、得られる木材の有効利用し、政策的・計画的に供給することとする。特に再生可能エネルギーとしてのバイオマス利用等、地域のニーズに応じて木材を供給することとする。

また、公益的機能発揮に支障を及ぼさない範囲で年齢構成の平準化を図る主伐を計画的に行うこととする。

森林性猛禽類の生息には、餌動物の生息環境を含め、採餌・営巣環境が大きく影響することから、全ての機能類型において関係者の協力を得るなどにより、オオタカ等希少猛禽類の生息地等の具体的な情報を収集するとともに、有識者等との情報交換等を緊密に行い、森林性猛禽類の生息環境の保全に取り組むこととする。

特に、希少野生生物の生息・生育が確認されている地域で森林施業等を予定する場合、関東森林管理局に設置している「希少野生生物の保護と森林施業等に関する検討委員会」において、施業を行う場合の留意点等について、専門家の立場からの意見を聴取し、その意見を踏まえて対応することとする。

表－1

機能類型と公益的機能別施業森林の関係について

(単位 面積:ha)

地域管理経営計画における機能類型区分		国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林	当計画区の該当する森林の面積
山地災害防止タイプ	土砂流出・崩壊防備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林 	517
	気象害防備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林 ・ 快適環境形成機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林(立地条件(海岸)により除外する場合もある) 	—
自然維持タイプ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健文化機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林 ・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林(立地条件により区分する場合もある) 	253
森林空間利用タイプ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健文化機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林 ・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林(立地条件により区分する場合もある) 	2,472
水源涵養タイプ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 水源涵養機能維持増進森林(分収林については、契約に基づく取扱いを行う) 	32,498
合 計			35,740

本表に用いた略称

略 称	正 式 名 称
水源涵養機能維持増進森林	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林	土地に関する災害防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
快適環境形成機能維持増進森林	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
保健文化機能維持増進森林	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプにおいては、山地災害による人命・施設の被害の防備、気象害による環境の悪化の防備機能の維持増進を図るため、適切な間伐の実施や長伐期施業、育成複層林施業等の推進に努め、必要に応じて施設の整備を図ることとし、次のとおり土砂流出・崩壊防備エリア及び気象害防備エリアに区分して取り扱うものとする。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

① 土砂流出・崩壊防備エリア

土砂流出・崩壊防備エリアについては、保全対象や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達を促進するために適度な陽光が林内に入るよう密度管理を行うとともに、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林等に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとする。

② 気象害防備エリア

気象害防備エリアについては、風害、飛砂、潮害等の気象害を防備するため、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗力の高い森林等に誘導し、又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものであるが、当計画区に該当する国有林野はない。

山地災害防止タイプの面積 (単位：ha)

区 分	土砂流出・崩壊防備エリア	気象害防備エリア	計
面 積	517	—	517

イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプについては、自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生動植物の生息・生育に資するために必要な管理経営を行うものとする。

なお、貴重な野生動植物の生息・生育に資するために必要な森林、遺伝資源の保存に必要な森林等については、保護林に設定する。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

自然維持タイプの面積 (単位：ha)

区 分	自然維持タイプ	うち、保護林
面 積	253	222

ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプについては、保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を行うものとし、具体的には、景観の向上やレクリエーションの利用を考慮した森林整備を行い、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を進める。

なお、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野については、「レクリエーションの森」として選定する。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

森林空間利用タイプの面積 (単位：ha)

区分	森林空間利用タイプ	うち、レクリエーションの森
面積	2,472	1,180

エ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項

平成20年度策定の八溝多賀森林計画区第4次地域管理経営計画書の1-(2)-ア-(イ)のとおり

水源涵養タイプの面積 (単位：ha)

区分	水源涵養タイプ
面積	32,498

注) 分収林については、契約に基づき伐採する。(ただし、保安林等の法令制限がある場合は、その制限に従う)

(2) 地域ごとの機能類型の方向

当計画区は西部地域、中央地域、東部地域に大別され、それぞれ重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

ア 西部地域

本地域の北部は奥久慈森林計画区、西部は那珂川森林計画区、南部は水戸那珂森林計画区に隣接しており、①大子地区、②大宮地区に細分される。

① 大子地区(2088～2113、2115～2118、2120～2138林班)

当地区は、西部地域の北西部に位置し、大子町を縦断する久慈川以西に所在する国有林野である。

当地区の大部分は、水源かん養保安林に指定されていることから、主として水源涵養タイプに区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととするが、山地災害危険地区に指定されている区域等土砂の流出、崩壊のおそれの高い区域については、山地災害防止タイプに区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

なお、八溝山や花瓶山周辺に設定している保護林については、自然維持タイプに区分し、自然環境の維持及び生物多様性の保全に係る機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする

また、八溝山は、天然林が形成する自然景観や山頂からの良好な眺望景観を背景に風景林に設定していることから、当該区域については森林空間利用タイプに区分し、保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

② 大宮地区

当地区は、西部地域の南西部に位置し、常陸大宮市に所在する国有林野である。

当地区の大部分は、水源かん養保安林に指定されていることから、主として水源涵養タイプに区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

なお、土砂流出防備保安林に指定されている区域については、山地災害防止タイプに区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

また、鷲子山周辺は、鷲子山神社と一体となって優れた自然景観を形成しており、風景林に設定していることから森林空間利用タイプに区分し、保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

イ 中央地域

本地域の北部は奥久慈森林計画区、南部は水戸那珂森林計画区に隣接している。

本地域の大部分が水源かん養保安林に指定されていることから、主として水源涵養タイプに区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととするが、土砂流出防備保安林に指定されている区域及び山地災害危険地区等土砂の流出、崩壊のおそれの高い区域については、山地災害防止タイプに区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

なお、保護林に設定している暖帯性植物の北限や県の自然環境保全地域特別地区に指定されている区域などの貴重な森林については、自然維持タイプに区分し、自然環境の維持及び生物多様性の保全に係る機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

また、本地域は、男体山、袋田の滝を背景に自然休養林などのレクリエーションの森を設定しているほか、南部には常陸太田市の都市近郊林がある。このような自然散策等に適した森林については、森林空間利用タイプに区分し、保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

ウ 東部地域

本地域の北部は磐城森林計画区、北西部は奥久慈森林計画区、南部は水戸那珂森林計画区に隣接しており、①花園花貫地区、②高鈴山地区に細分される。

① 花園花貫地区

当地区は、東部地域の北東部に位置し、北茨城市、高萩市及び日立市の一部に所在する国有林野である。

当地区は、大部分が水源かん養保安林に指定されていることから、主として水源涵養タイプに区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととするが、土砂流出防備保安林に指定されている区域及び山地災害危険地区等土砂の流出、崩壊のおそれの高い区域については山地災害防止タイプに区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

なお、保護林に設定しているブナ、ミズナラを主とする原生的な天然林や高萩市指定の天然記念物にも指定されている板木の暖帯性植物と温帯性植物の混交する天然林などの貴重な森林等については、自然維持タイプに区分し、自然環境の維持及び生物多様性の保全に係る機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

また、当地区は、森林がダムや溪谷と一体となって優れた自然景観を形成しており、自然観察教育林や風致探勝林等のレクリエーションの森が多く設定されていることから、保健休養の場として提供している森林を森林空間利用タイプに区分し、保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

- ② 高鈴山地区(89～112、114～130、131、1155～1160、1162～1179、1181～1189、
1191～1209、1211～1229、1231～1244、1246～1252、1255～1257林班)

当地区は、東部地域の南東部に位置し、常陸太田市と日立市の一部に所在する国有林野である。

当地区は、大部分が水源かん養保安林に指定されていることから、主として水源涵養タイプに区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

なお、土砂流出防備保安林や土砂崩壊防備保安林に指定されている区域及び山地災害危険地区に指定されている区域については、山地災害防止タイプに区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

また、高鈴山を中心として高鈴県立自然公園に指定されており、中でも高鈴山周辺は眺望景観に優れていることから風景林に設定している。このようなレクリエーション利用の期待できる森林については、森林空間利用タイプに区分し、保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者等と連携して推進する森林の流域管理システムの下、流域森林・林業活性化協議会等の場を通じ、県、市町村等と連携を図りながら、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組むこととする。

具体的には、次に掲げる取組を推進するとともに、計画的な木材供給の推進、安心安全への取組、生物多様性保全に資する取組、上下流の連携強化のための下流住民等に対する情報提供、林業体験活動等を推進する。

(1) 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

県、市町、森林組合等と連携し、森林施業の効率化・共通化を検討する委員会を開催する。また、列状間伐の検討会を開催する。

(2) 林業事業体の育成

民有林行政と連携を図りつつ、林業事業体への計画的な事業の発注や立木の供給等を推進し、林業事業体の育成に努める。

(3) 民有林と連携した施業の推進

利用期を迎えつつある資源を活用し持続的な林業経営について、民有林と国有林が連携して推進していくため、施業の集約化や計画的な路網の整備など効率的な施業を検討する。

(4) 森林・林業技術者等の育成等

各種研修フィールドとして国有林野を提供し、林業技術の普及・啓発の場として活用する。

(5) その他

県、市町等と連携し、地域住民等に対して防災に関する情報提供を実施し、治山事業のPRを行う。

また、学校等と連携し、森林環境教育を通じた森林・林業の普及啓発を行う。

4 主要事業の実施に関する事項

(本文省略)

(1) 伐採総量

平成20年度策定の八溝多賀森林計画区第3次地域管理経営計画書の1－(4)－アのとおり

(2) 更新総量

平成20年度策定の八溝多賀森林計画区第3次地域管理経営計画書の1－(4)－イのとおり

(3) 保育総量

平成20年度策定の八溝多賀森林計画区第3次地域管理経営計画書の1－(4)－ウのとおり

(4) 林道の開設及び改良の総量

平成23年度変更の八溝多賀森林計画区第3次地域管理経営計画第2次変更計画書の1－(4)－エのとおり

II 国有林野の維持及び保存に関する事項

1 巡視に関する事項

(1) 山火事防止等の森林保全巡視

平成20年度策定の八溝多賀森林計画区第3次地域管理経営計画書の2-(1)-アのとおり

(2) 境界の保全管理

平成20年度策定の八溝多賀森林計画区第3次地域管理経営計画書の2-(1)-イのとおり

(3) 入林マナーの啓発・普及

平成20年度策定の八溝多賀森林計画区第3次地域管理経営計画書の2-(1)-ウのとおり

2 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

平成20年度策定の八溝多賀森林計画区第3次地域管理経営計画書の2-(2)のとおり

3 特に保護を図るべき森林に関する事項

(1) 保護林

保護林は、野生動植物の生息・生育の状況、地域の要請等を勘案して、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に特に資することを目的として管理を行うことが適当と認められる国有林野を選定することとしており、当計画区では10箇所、222haを保護林に設定している。

保護林については、評価基準を設けて統一した調査項目を設定し、モニタリングを実施しているところである。今後は、調査結果の蓄積及び分析を行い、必ずしも自然の推移に委ねるだけでなく、必要に応じて人為を加え、保護林本来の設定目的に沿った森林として維持・管理することとする。なお、人為を加える場合は、学識経験者や専門家の意見を聴いて行うものとする。

保護林の取り扱いについては、前述の自然維持タイプによるほか、保護林の種類別に次によることを基本とする。なお、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為、その他法令等の規定に基づいて行うべき行為はこれにかかわらず行うことができるものとする。

また、立入を可能とする区域においては、入林者の影響等による植生の荒廃の防止等の措置が必要な箇所について、標識の設置、歩道の整備等に努めるとともに、学習の場等として国民が利用できるよう努めるものとする。

ア 林木遺伝資源保存林

主として林木の遺伝資源を森林生態系内に広範に保存する。

- ① 原則として伐採は行わない。ただし、保存対象樹種の恒久的な存続を図るために必要な場合に限り、枯損木又は被害木の除去を中心とした弱度の択伐を行うことができるものとする。
- ② 更新は、原則として天然更新によるものとし、保存対象樹種の特性を勘案し、必要最小限の更新補助作業を行う。なお、植え込み等を行う場合は、保存対象樹種と同一の遺伝形質を有するものを使用する。

イ 植物群落保護林

我が国又は地域の自然を代表するものとして保護を必要とする植物群落及び歴史的、学術的価値等を有する個体の維持を図り、併せて森林施業・管理技術の発展、学術研究に資する。

- ① 原則として伐採を行わないものとするが、遷移の途中相にある植物群落の維持のために必要な場合等その保護対象の維持に必要な場合は、下刈、つる切、除伐等の保育を行う。
- ② 伐採及び搬出に当たっては、保護の対象とする植物を損傷しないよう、特に留意する。
- ③ 保護の対象とする植物群落が衰退しつつある場合であって、更新補助作業又は保育を行うことが当該植物群落の保護に必要なかつ効果的であると認められるときは、まき付け、植え込み、刈り出し、除伐等を行う。

(2) 緑の回廊

該当なし

4 その他必要な事項

(1) 希少猛禽類の生息に関する事項

平成20年度策定の八溝多賀森林計画区第3次地域管理経営計画書の2－(4)－アのとおり

(2) その他必要な事項

希少種の保護や移入種の侵入防止の取組については、関係機関、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら行うこととする。

また、水辺周辺の整備については、水質保全や野生生物の生息・生育環境の保全を図る観点から防災面にも配慮しつつ、溪流沿い等の水辺周辺に保護樹帯等を効果的に配置していくこととする。

Ⅲ 林産物の供給に関する事項

1 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

平成20年度策定の八溝多賀森林計画区第3次地域管理経営計画書の3－（1）のとおり

2 その他必要な事項

国有林野事業で実施する治山、林道工事において間伐材の利用を積極的に推進する。また、地方公共団体等関係機関との間で間伐材等の木材需給についての情報交換を通じ、河川、砂防事業、その他の公共事業等多様な分野での間伐材の利用促進を図ることとする。

なお、国有林野の公益的機能の発揮に支障のない範囲内において、地域産業の振興に寄与することを目的とした土石、山菜等副産物の供給に配慮することとする。

IV 国有林野の活用に関する事項

1 国有林野の活用の推進方針

平成20年度策定の八溝多賀森林計画区第3次地域管理経営計画書の4－（1）のとおり

（1）レクリエーションの森

レクリエーションの森は森林空間利用タイプのうち、自然景観、森林の保健・文化・教育的利用の現況及び将来の見通し、地域の要請等を勘案して、国民の保健・文化・教育的利用に供する施設又は森林の整備を特に積極的に行うことが適当と認められる国有林野を選定することとする。

当計画区は、山岳の眺望、山岳からの風景美、森林美及び溪谷美等の優れた景観を呈しており、ハイキングや自然探勝等に利用されていることから、風景林や自然観察教育林に設定している。また、日本三大瀑布の「袋田の滝」と一体となってハイキングや自然探勝、観瀑等に利用される区域は、自然休養林に設定している。計画区全体では、10箇所1,180haをレクリエーションの森に設定している。

レクリエーションの森の管理経営については、I－2－（1）－ウの森林空間利用タイプによるほか、個別に作成する管理経営方針書によることとする。

また、施設の整備は、風致の保護、国土及び自然環境の保全等に配慮するとともにレクリエーション利用の目標に合致した施設を整備することとし、法令により制限のある場合には所定の手続きを行うこととする。

種 類	箇 所 数	面 積 (ha)
自然休養林	1	633
自然観察教育林	2	93
風景林	6	320
風致探勝林	1	133
総 数	10	1,180

2 国有林野の活用の具体的手法

平成20年度策定の八溝多賀森林計画区第3次地域管理経営計画書の4－（2）のとおり

3 その他必要な事項

平成20年度策定の八溝多賀森林計画区第3次地域管理経営計画書の4－（3）のとおり

V 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

1 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する私有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が十分行われていないのがみられ、その位置関係により、当該私有林野における土砂の流出等の発生が国有林野の發揮している国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼす場合がある。

このため、次の要件を備えた箇所において公益的機能維持増進協定を活用し、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業等を私有林野と一体的に実施する取組を推進することとし、このことを通じて私有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与することとする。

- (1) 国有林野に隣接又は介在し、単独では効率的な森林経営をなし得ない私有林であること
- (2) 市町村整備計画に定められた公益的機能別施業森林の区域内であること
- (3) 森林の利用を不当に制限するものでないこと
- (4) 協定を締結しようとする区域内に存する私有林又は当該区域に近接する私有林において、県が行い又は行おうとしている治山事業の実施に関する計画との整合性に配慮したものであること

VI 国民の参加による森林の整備に関する事項

1 国民参加の森林に関する事項

(本文省略)

協定の種類	名 称	面 積 (ha)	位置(林小班)
遊々の森	こだまの森	2.98	1085る
社会貢献の森	すいふ恵海の森	5.19	2074イ

2 分収林に関する事項

平成20年度策定の八溝多賀森林計画区第3次地域管理経営計画書の5－(2)のとおり

3 その他必要な事項

平成23年度変更の八溝多賀森林計画区第3次地域管理経営計画第2次変更計画書の5－(3)のとおり

Ⅶ その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

1 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

平成20年度策定の八溝多賀森林計画区第3次地域管理経営計画書の6－(1)のとおり

2 地域の振興に関する事項

地域の振興に寄与することは、国有林野事業の重要な使命の一つであることから、国有林野内の未利用資源（森林景観を含む）の発掘及び情報提供、地方公共団体等からの相談受付体制の充実、地方公共団体等が推進する地域づくりへの積極的な参加に努めつつ、森林及び森林景観の整備や林産物の供給、国有林野の活用、森林空間の総合利用、人材育成をはじめとした民有林への指導やサポート等、国有林野事業の諸活動を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するように努めることとする。

3 その他必要な事項

福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の除染については、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」や「除染関係ガイドライン(平成23年12月環境省策定)」等に基づき地方公共団体等が策定する除染実施計画等により、適切に対応するとともに、落葉堆積有機物の除去による土壌流出のおそれがある場合は、土嚢袋を設置するなど必要な対策を行うこととする。

なお、除染関係ガイドラインにおいて、森林の除染に関する新たな考え方が追加された場合は、その内容を踏まえた取組を進めることとする。

また、地方公共団体等から除染に伴い発生する除去土壌等の仮置場等の設置要望があった場合は、当該地方公共団体等と十分調整を図り、適切に対応する。